

11月11日は介護の日

厚生労働省は、「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日」として、

11月11日（いい日、いい日）を介護の日としました。

（公財）介護労働安定センター埼玉支部では、実施期間（11月1日～11月30日）を福祉人材確保重点実施期間とし、この取り組みを積極的にPRすることとしました。

『介護ウインド』の開設のご案内

相談
無料

“介護労働問題の相談窓口”

【実施日等】 11月 1日 から 11月 30日

【相談場所】 介護労働安定センター埼玉支部 事務所内（JR浦和駅 東口 徒歩3分）

（※）お仕事の帰りもご相談いただけます。ご希望の日時とご相談内容は、裏面のお申込み用紙に記載の上、FAXにてお申込みください。折り返しご連絡を差し上げます。

【相談内容事例】

①介護事業者の方からの相談

- ・労働者に対する雇用管理上の悩み、就業規則等労基法上の悩み
- ・介護従事者のストレスの悩み

②介護従事者の方からの相談

- ・人間関係の悩み、介護技術に関する悩み

③介護職希望者に対するアドバイス等

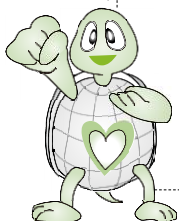
☆さまざまな相談に、社会保険労務士・中小企業診断士・看護師・介護支援専門員・求人求職の専門家やメンタルヘルスのカウンセラーなどの専門家からのアドバイスを受けることができます。

[お待たせしないように予約制とします。]

☆期間中にお越しになれない方は、電話、FAXで、ご連絡ください。

☆後日ご相談にお伺いすることも可能です！

1人で悩まないで
お気軽に！



《 お問い合わせ先 》

公益財団法人 介護労働安定センター 埼玉支部

〒330-0055

埼玉県さいたま市浦和区東高砂 2-5 NBF浦和ビル 4F

TEL：048-813-2551 FAX：048-813-2552

048-813-2552

FAX

相談申込書

申込日 令和 年 月 日

相談内容 〔相談内容を簡単に 記入してください〕	

事業所名	
所在地	〒
電話・FAX	
申込者氏名	役職
希望の連絡方法	① 電話 ② FAX ③ 郵送

連絡先・返送先を指定の場合はご記入下さい。

住所	〒
電話・FAX	
氏名	

公益財団法人 介護労働安定センター埼玉支部

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 2-5

NBF浦和ビル4F

TEL 048-813-2551 FAX 048-813-2552